

議案第20号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

1 債務者 大阪市生野区中川西2丁目2番7号

永山 愛子

2 債権の内容 平成12年10月1日に貸付けを行った母子福祉資金の貸付金に
係る債権

3 放棄する債権の額 母子福祉資金の貸付金に係る債権に係る未償還の元本の額及
び未払の利子の額合計金112,098円並びにこれらに対する違
約金

4 放棄の理由 債務者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく小規模
個人再生を行っており、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがないため

令和2年2月7日提出

大阪市長 松井一郎

説明

債務者に対する母子福祉資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出す
る次第である。